

平成28年4月8日

各 位

株式会社 宮崎太陽銀行

不 祥 事 件 の 発 生 に つ い て

この度、誠に遺憾ながら、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的役割を担い信用と倫理観を第一とするべき金融機関として、このような事態を招いたことについて役員一同深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしたお客様をはじめ、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客様ならびに関係各位の皆様にご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

(事件1)

弊行青葉町支店に勤務していた融資担当の元行員（男性、25歳）が、お客様より解約のためお預かりしたローンカードを解約せず無断利用し融資金を着服していたことが、平成28年2月2日に発覚いたしました。該当のお客様は3名で、平成27年9月から平成28年1月までの間に累計で458万円が着服されておりました。

(事件2)

弊行本部元行員（男性、27歳）が青葉町支店在籍時、お客様が申し込まれたフリーローンの融資金を着服していたことが、平成28年2月8日に発覚いたしました。該当のお客様は1名で、平成26年9月から平成28年2月までの間に、230万円が着服されておりました。

また、調査の過程において該当のお客様に無断でカードローンを作成していたことも判明いたしました。このカードローンの無断利用はございません。

2. お客様への対応

ご迷惑をお掛けしたお客様には個別に深くお詫び申し上げると共に、事実関係について十分ご説明を行い、着服金は元行員の親族により全額弁済されております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁へ届出、警察にも通報しております。

4. 人事処分

元行員につきましては、平成28年3月22日付けで懲戒解雇処分といたしました。

尚、役員や管理監督の責にあった関係者につきましても、厳格な処分を実施いたしました。

5. 今後の対応

当行は、これまでもコンプライアンスの徹底を経営における最重要課題と位置付け、態勢整備を図ってまいりましたが、今回の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の問題点を洗い出し不祥事件の再発防止および信頼回復に向け、事務管理、人事管理、コンプライアンス態勢の一層の充実・強化に全役職員が全力で取り組んでまいります。

以 上

《本件に関するお問い合わせ先（受付時間：平日9：00～17：00）》

コンプライアンス統括部 電話 0985-60-6170

（その他のお問合せ）経営企画部 電話 0985-60-6270